

# Tokyo ものづくり Movement

## 未来のものづくりベンチャー発掘コンテスト 2025

### 募集要項

#### ◆応募受付

応募書類	別紙1「応募に必要な書類」をご確認ください。
提出方法	オンライン応募により事務局に提出してください。
応募受付期間	2024年10月29日(火)14:00～12月16日(月)12:00 ※応募は締切日時必着としてください。 ※受付期間が過ぎて提出された場合、いかなる理由であっても受付いたしません。
事務局	東京都千代田区神田猿楽町 2-8-11 VORT 水道橋 III 6F 株式会社ツクリエ 電話番号：070-4357-2496 メールアドレス：info@monomove.tokyo
応募に関する その他 留意事項	ア 事務局は、土日・祝日を除く、10時～17時までです。 イ 応募書類提出後の加筆・修正はできません。 ウ 提出された応募書類は返却しません。 エ 応募に係る経費は応募者の負担となります。

## 【目次】

1	事業目的	2
2	事業スケジュール	2
3	募集内容	3
4	応募要件	5
5	応募方法	7
6	審査方法	8
7	機能試作支援について	8
8	事業化支援について	9
9	本事業に関する情報の開示について	9
別紙1	応募に必要な書類	10
別紙2	デジタルものづくりサイト概要	11
別紙3	対象経費一覧	12
	応募者情報のお取り扱いについて	13

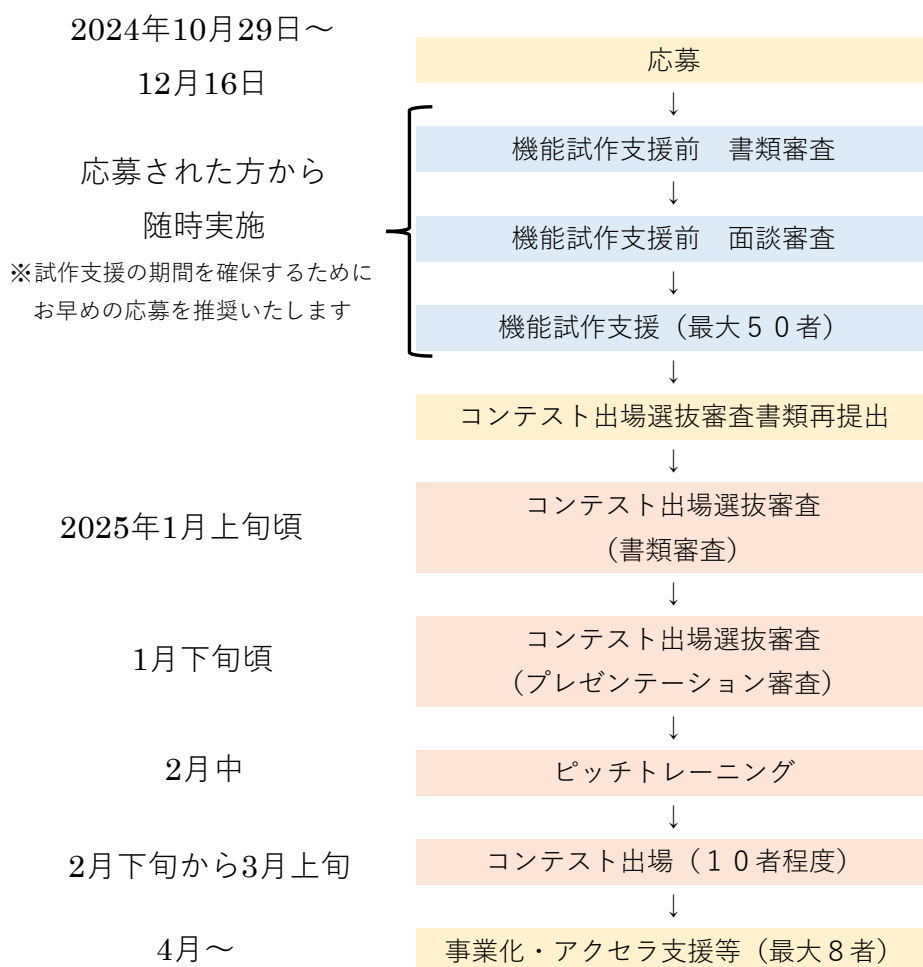
## 1 事業目的

都内製造業の出荷額等・付加価値額は減少傾向にあり、ものづくり産業は厳しい状況に直面しています。今後都内ものづくり産業がより一層発展していくためには、新たな担い手となる優れたものづくりベンチャーを数多く育成する必要があります。

一方、創業間もないものづくりベンチャー等は、アイデアやコアとなる技術はあるものの、アイデアを形にするための設備や資金、ノウハウが不足しており、企業が成長するまでに多くの時間と労力を要するという課題を有しています。

本事業は、アイデアを持ちながらも、試作に至っていないものづくりベンチャー等を広く募集し、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下、「都産技研」という。）が運営するデジタルものづくりサイトにて試作等を支援することで、ものづくりベンチャー等が短期間でアイデアを形にすることができ、技術指導や3Dプリンタの利用等、段階に応じて必要な支援を受けながら短期間で成長できる仕組みを構築することを目的とします。

## 2 事業スケジュール



※スケジュールは変更する場合があります。

### 3 募集内容

ものづくりビジネスで事業拡大を目指すためのコンテストを開催します。

コンテストの通過者は、翌年度から、資金支援\*1・アクセラレーション支援（以下、「アクセラ支援」という。）を受ける権利を獲得します。

アイデアを持ちながらも、試作に至っていないものづくりベンチャー等におかれましては、都産技研職員の技術支援、ならびにデジタルものづくりサイト\*2の 3D プリンタ等を用いた機能試作支援を無償で受けることが可能です。

また、既に試作をお持ちのベンチャー等\*3からのご応募もお待ちしております。

#### (1) コンテスト出場者募集の概要

募 集 内 容	革新的なアイデアや高度な技術等を有する都内ものづくりベンチャー・中小企業や個人事業主、個人のまだ事業化に至っていないビジネスプラン ※試作品を用いて製品化・事業化プランを説明すること
募 集 期 間	2024 年 10 月 29 日(火)14:00 ~12 月 16 日(月)12:00
応 募 支 援	・アイデアについて、都産技研が運営するデジタルものづくりサイトにて無償で機能試作支援(最大50件予定*4) ・試作に対するマーケティング視点での事業化に資する助言等 ・3D データ作成支援講習 ・コンテストに向けたピッチトレーニング(全3回)
通 過 者 数	8 件 (予定)
通 過 特 典	翌年度から資金支援(上限 1,000 万円*1)・アクセラ支援を実施(予定)

\*1)資金支援は、令和7年度（2025年度）の東京都の予算により変更となる可能性があります。デジタルものづくりサイトで作成した試作品は、最終的に都産技研に納めていただく場合もございます。

\*2)デジタルものづくりサイトについては、別紙2「デジタルものづくりサイト概要」をご参考ください。

\*3)既に試作品をお持ちの場合は、機能試作支援の有無を面談にて調整することが可能です。

\*4)上限に達した場合は、締め切りさせて頂くことがあります。

(2) 支援対象外となる事業の例

- ア 開発・改良前及び開発・改良後の製品等の主要な部分が応募者による開発ではない事業
- イ 開発・改良後、市場での販売（事業化）を行わない事業
- ウ 開発・改良の全部又は大部分を委託している事業（製造や設計の委託は可）
- エ 機械装置の導入や運転資金の獲得等、本事業による事業化以外を目的とする事業
- オ 本事業で開発・改良した成果物（試作品）自体の販売を目的としている事業
- カ 最終ユーザーとして特定の顧客（法人・個人）を対象とするもの、又は実質的に特定の顧客が対象となるもので汎用性がないと判断される事業
- キ 公序良俗に反するなど、事業の内容について適切ではないと判断される事業
- ク 事業又は事業主体について、補助金を交付することが不適切と判断される事業

## 4 応募要件

応募にあたっては、次の（１）～（３）の全ての要件を満たす必要があります。また、事業支援期間を終了するまで、引き続き要件を満たす必要があります。

（１） **応募時点**で事業化支援を必要としており、次の①、②または③のいずれかに該当すること

- ①都内に登記簿上の本店又は支店があり、かつ、法人登記を行ってから原則５年以内のベンチャー・中小企業等
- ②東京都に納税し、主たる事業所等として個人事業の開業の届出を行っており、かつ、開業の届出から原則５年以内の個人事業主
- ③2026年３月末までに都内での創業を具体的に計画している個人

※コンテスト出場選抜審査（プレゼンテーション審査）までに試作品があることが必須となります。

※「ベンチャー・中小企業等」とは、以下に該当するものを指します。

ベンチャー・中小企業等

中小企業基本法第２条第１項に規定されている以下に該当するもの、かつ、一つの大企業が発行済株式総数又は出資総額の２分の１以上を所有又は出資していないもの（ただし、所有する株式が議決権制限株式の場合を除く。）

業 種	資本金及び従業員
製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、建設業、運輸業、その他	３億円以下又は３００人以下
卸売業	１億円以下又は１００人以下
サービス業	５,０００万円以下又は１００人以下
小売業	５,０００万円以下又は５０人以下

### < 注意点 >

**大企業**<sup>※１</sup>が**実質的に経営に参画**<sup>※２</sup>しているベンチャー企業や中小企業等の場合、中小企業支援の観点から採択の対象外となります。

※１大企業とは、前記に該当する中小企業者以外で事業を営むものをいう。ただし、中小企業投資育成株式会社、投資事業有限責任組合は除く。

※２「大企業が実質的に経営に参画」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいう。

- ・ 大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の２／３以上を所有又は出資している場合（ただし、所有する株式が議決権制限株式の場合を除く。）
- ・ 役員総数の２分の１以上を大企業の役員または職員が兼務している場合
- ・ その他、大企業が実質的に経営に参画していると考えられる場合  
[例 投資契約等で大企業が拒否権や役員の選任権等を有する、など]

(2) 次のいずれかに該当するもの

- ア 法人の場合は、登記簿謄本（履歴事項全部証明書）により、都内の本店もしくは支店の所在等が確認できること。かつ、会社概要・製品カタログ・ホームページ・名刺等の記載から、本店または支店が東京都内で実質的に事業を行っている判断できること
- イ 個人事業者の場合は、都内税務署に提出した個人事業の開業・廃業等届出書の写し（税務署受付印のあるもの）により、東京都内で実質的に事業を行っている判断できること
- ウ 創業予定者の場合は、本事業の成果を活用し、都内で引き続き事業を営む予定であること

(3) 次の全てに該当すること

- ア 本事業の同一年度の応募は、一者につき一応募であること
- イ 事業税、住民税等の滞納がないこと（都税事務所、所管税務署、区市町村との協議の下、分納している期間中も応募不可）
- ウ 都産技研、都及び公社に対する賃料・使用料等の債務の支払いが滞っていないこと
- エ 過去に都産技研、都、公社、国、都道府県及び区市町村等からの補助事業で不正等がないこと
- オ 民事再生法又は会社更生法による申立て等、補助事業の継続性について不確実な状況が存在しないこと
- カ 本事業の実施にあたっては、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること
- キ 「東京都暴力団排除条例」に規定する暴力団関係者又は遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断されるものではないこと
- ク 法人として行っている事業を個人として応募していないこと。個人として行っている事業を法人として応募していないこと。
- ケ その他、公的事业の支援先として適切でないと判断されるものではないこと

## 5 応募方法

### (1) 期間

2024年10月29日(火)14:00 ~ 12月16日(月)12:00

### (2) 応募方法

オンライン応募フォームから受付けます。

・下記 URL の応募フォームからお申し込みください。

URL : <https://monomove.form.kintoneapp.com/public/entry2025>

### (3) 事務局 <お問合せ先>

〒101-0064

東京都千代田区神田猿楽町 2-8-11 VORT 水道橋 III 6F

株式会社ツクリエ Tokyo ものづくり Movement 事務局

電話番号 : 070-4357-2496

メールアドレス : [info@monomove.tokyo](mailto:info@monomove.tokyo)



## 6 審査方法

応募書類に基づき、書類審査を行います。書類審査を通過した応募者に対して面談審査を行い、機能試作支援対象者を決定します。

なお、選定は非公開で行われ、審査の経過や結果等、審査に関する問い合わせには一切応じられませんので、あらかじめご了承ください。

審査基準	応募要件を満たしているか	
	i 製品の魅力	開発している製品に魅力があるか
	ii 事業の具体性	事業化を本気で目指しているか
	iii 成長性	製品により事業が拡大できるか
	iv 試作品の実現性	試作の実現度は高いか、3D プリンタの活用はあるか
	v 計画性	計画と想定スケジュールに無理はないか
備考	① 書類審査や面談審査の結果は、メールによりお知らせします。 ② 面談審査の参加者は、開発を担当する責任者の出席が必要です。 ③ 機能試作支援前書類審査での審査基準となります。コンテスト出場選抜審査やコンテスト時は審査基準が変更になります。	

## 7 機能試作支援について

機能試作支援ではコンテスト出場までの間に以下（１）～（４）の支援を受けることができます。

### （１）造形支援

デジタルものづくりサイトの 3D プリンタ等を無料で利用し試作品を作成することができます。また、都産技研スタッフによる技術相談を受けることもできます。

※機能試作支援対象者は、2025 年 4 月以降も 3D プリンタ等を無料で利用できます。(2026 年 2 月末まで)

### （２）マーケティング支援

顧客課題の特定や市場規模のリサーチ、商品戦略など、事業化を実現するために必要なマーケティング戦略を専門スタッフがアドバイスします。

### （３）3D データ作成支援講習

3D データの作り方（Fusion360 を利用予定）と 3D プリンタの使用方法を学習して、実際に 3D プリンタで出力まで行う講習を以下日時で開催します。

日時：2024 年 12 月 2 日（月）および 12 月 9 日（月）、いずれも 18:30～20:30

※連続講習のため、全回参加する必要があります。

※定員 6 名で先着順となっております。満員となった場合、ご参加が難しい場合もござ

います旨ご了承ください。

※ 3D データ作成支援講習を受講する場合は、応募が必要となります。

#### (4) ピッチトレーニング (2025 年 2 月頃を想定)

コンテスト出場選抜審査を通過された方向けにコンテストでのピッチを想定した、ピッチトレーニングを受けていただきます。

## 8 事業化支援について

コンテストにおける最終審査にて採択された者は以下 (1) ~ (3) の支援を受けることができます。支援は 2025 年 4 月から 2026 年 3 月までの 1 年間となります。

### (1) アクセラレーション支援

専属メンターによる定期的なメンタリングを実施し、事業化に向けたアドバイスを行います。また、弁護士等の専門家への相談やデジタルものづくりサイトの 3D プリンタ等の利用、都産技研スタッフによる技術相談の利用が無料で受けられます。

### (2) 開発資金の支援

採択された対象製品における開発資金として最大 1,000 万円の支援が受けられます。対象経費一覧は別紙 3 をご覧ください。なお、製品開発に係る直接経費が基本的な対象経費となり、対象製品以外の事業に係る経費等は対象外となります。

### (3) 事業化ピッチ

採択者の事業化を訴求する機会となるよう VC 等によるコメンテーターや観覧者へ事業内容を発表する事業化ピッチを開催します。

## 9 本事業に関する情報の開示について

本事業に採択されたプロジェクトの内容について、本事業の目的と照らして必要と都産技研が判断した情報を本事業ホームページ等で公開する場合があります。

また、事業終了年度には、本事業の成果発信にご協力いただく場合があります。

No	応募書類	部数	様式
1	<p>応募用紙</p> <p>・下記からダウンロードのうえ必要事項を入力し、PDF に変換して応募フォームに添付してください。</p> <p><a href="https://monomove.tokyo/docs/ouboyoushi_2025.docx">https://monomove.tokyo/docs/ouboyoushi_2025.docx</a></p>	各 1	○
2	<p>登記簿謄本等（発行後 3 か月以内）</p> <p>【法人】 登記簿謄本（履歴事項全部証明書）</p> <p>【個人事業主】 都内税務署に提出した「個人事業の開業等届出書」</p> <p>【未創業】 住民票</p> <p>※オンライン応募フォームより、PDF をご提出ください。</p>	各 1	△
3	<p>納税証明書（直近期分）</p> <p>【法人】 ①法人<b>事業税</b>納税証明書 ②法人<b>都民税</b>納税証明書 ・①②の二件の同時記載可</p> <p>【個人事業主】 <b>個人事業税</b>の納税証明書 ・非課税の場合は、代表者の<b>所得税証明書「その1」</b></p> <p>【未創業】 <b>住民税</b>の納税証明書又は非課税証明書</p> <p>※創業 1 年未満で法人事業税及び都民税、個人事業税の支払が済んでいない場合は、直近期分の住民税の納税証明書をご用意ください。</p> <p>※オンライン応募フォームより、PDF をご提出ください。</p>	各 1	△
4	<p>その他補足説明資料（企画書、仕様書、図面、システム構成図、フローチャート等）</p> <p>・提出は任意(最大 5 つまで)</p> <p>※オンライン応募フォームでの各ファイルのサイズは 10MB までです。</p>	各 1	◆

### 別紙 1 応募に必要な書類

○：本事業のウェブサイト「応募様式類」からダウンロードし作成する書式

△：国・自治体等より発行された所定の書式

◆：事業者により任意に書式を決定してよい書式

## 別紙2 デジタルものづくりサイト概要

### (1) 施設概要

施設名称	デジタルものづくりサイト
所在地	江東区青海 2-5-10 テレコムセンタービル東棟 15 階
営業時間	平日 9:00～17:00(12:00～13:00 を除く)
面積	455.08 m <sup>2</sup> (137.66 坪)
フロア	プロセッシングステーション、交流スペース、相談室

### (2) 設備内容

機械	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 3D プリンタ : HP JetFusion 3D 5200 最大造形(380mm×284mm×380mm) 素材(ナイロン 12)</li><li>・ プロセッシングステーション</li><li>・ 後処理装置 (サンドブラスト、バレル研磨機)</li><li>・ 工作機器</li></ul>
----	--

#### < 3D プリンタ / プロセッシングステーション >



#### < 後処理装置 / 工作機器 >



#### < 3D プリンタ作成品例 >



#### < 交流スペース >



別紙3 対象経費一覧

大項目	小項目	内容等
機器設備費	機械装置費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の実施に必要な機械装置等の購入費及び据付・調整に要した費用。</li> <li>・ 本事業の実施に必要な機械装置等の設計・製造・加工等に要した費用。</li> <li>・ 上記2点の外注費。</li> <li>・ 使用可能期間1年以上、10万円(消費税等含む)以上のものが対象。</li> <li>・ 設備投資目的の購入は不可</li> </ul>
	保守改造修理費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の遂行に必要な機器設備の保守・改造及び修繕に係る費用。</li> <li>・ 上記の外注費。</li> </ul>
労務費	研究開発員費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 研究開発並びに実用化のための営業活動を含む、本事業の実質に係わる研究開発者等の労務費。</li> </ul>
	補助員費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業に従事するアルバイト・パート等の補助員の労務費。</li> </ul>
事業費	備品・消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の実施のうえで必要な部品・消耗品等の購入に係る経費。</li> </ul>
	旅費・交通費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の実施の際の打合せ、研究開発(実証実験、営業活動を含む)時に必要とする旅費、交通費、宿泊費、日当等の費用。</li> </ul>
	外注費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 加工・設計・分析検査・実証実験等を外注する場合に係る費用。その他必要と認められる委託費。</li> </ul>
	知的財産権に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の実施のうえで発生した特許等の知的財産権取得のための、先行文献調査や弁理士手数料等に係る費用。</li> </ul>
	技術の使用に係る経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業の実施において、他者の知的財産権等をライセンスする場合の実施許諾料、大学等の技術を移転するための技術指導料等に要する費用。</li> </ul>
	保険料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 実証実験等に際する損害補償等における保険料。</li> </ul>
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本事業の実施のうえで直接必要な、事務所賃借料・機器・設備類の賃借料及びリース等の費用。</li> <li>・ 本事業の実施のうえで必要となった運送費。</li> <li>・ 本事業の対象となる開発の概要及び成果PRのための展示会への出展費用。</li> <li>・ 本事業の対象となる開発物をPRするための広告宣伝費用。</li> </ul>

= 応募者情報のお取り扱いについて =

1 利用目的

- (1) 当該事業の事務連絡や審査、運営管理・統計分析のために使用します。
- (2) 経営支援・技術支援等各種事業案内やアンケート調査依頼等を行う場合があります。

2 第三者への提供

(1) 目的

- ア 本事業の審査にかかる情報提供（本事業の審査委員に限る）
- イ 行政機関からの各種事業案内、アンケート調査依頼等

(2) 項目

氏名、連絡先等、当該事業申込書記載の内容

(3) 手段

電子データ、プリントアウトした用紙

◆ 個人情報は都産技研の個人情報保護方針に基づき取扱います。

詳しくは、都産技研ホームページ

(<https://www.iri-tokyo.jp/site/tiri/privacypolicy.html>) より、

閲覧できますのでご参照ください。

<p><b>【本事業所管部署】</b> 江東区青海 2-5-10 テレコムセンタービル東棟 地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター プロジェクト企画室 電話：03-5530-2558</p>
--